

（５）その他の日常生活費

★ 対象サービス…通所介護、通所介護相当サービス、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

① 「その他の日常生活費」の趣旨について

「その他の日常生活費」とは、利用者、入所者、入居者又は入院患者（以下「利用者等」）又はその家族等の**自由な選択に基づき**、事業者または施設が通所介護等の提供の一環として、提供する日常生活上の便宜に係る経費のことを指します。

なお、「その他の日常生活費」を受領するに当たっては以下に掲げる基準を遵守する必要があります。

- ア 介護給付の対象となっているサービスとの間に**重複関係がないこと**
- イ 介護給付の対象となっているサービスと明確に区分され、**費用の内訳が明らか**であること（あいまいな名目による費用の受領は認められない）
- ウ 利用者等又はその家族等の自由な選択に基づき行われ、事業者または施設は、利用者等又はその家族等に対し、事前に十分な説明を行い、同意を得ていること
- エ 受領は実費相当額範囲内であること
- オ **便宜及びその額を運営規程に定め**、また、サービスの選択に資すると認められる重要事項として、施設の見やすい場所に**掲示すること**

② 「その他の日常生活費」の具体的な範囲について

サービス種類 項目	通所系 サービス	短期入所 サービス	特定施設・ GH	小多機・ 看多機	施設系 サービス
1 身の回り品	○	○	○	○	○
2 教養娯楽	○	○	×	○	○
3 健康管理費	×	×	×	×	○
4 預り金の出納 管理に係る費用	×	×	×	×	○
5 私物の洗濯代	×	×	×	×	○

具体的な範囲について、国から参考事例があげられています。対象となる項目について、以下の留意事項に沿って適正に取り扱ってください。

- ア 身の回り品

一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品。

(例：歯ブラシ、化粧品等の個人用の日用品)

イ 教養娯楽

サービス提供の一環として実施する、クラブ活動や行事における材料費等。

共用の談話室にあるテレビやカラオケ設備の使用料は対象外となります。

※ア、イともに、利用者等に対して一律に提供し、全ての利用者からその費用を画一的に徴収できません。

ウ 健康管理費

インフルエンザ予防接種に係る費用等

エ 預り金の出納管理に係る費用

以下の(ア)～(ウ)が満たされ、適切な出納管理が行われている必要があります。

(ア) 責任者及び補助者が選定され、印鑑と通帳が別々に保管されている

(イ) 確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われる

(ウ) 入居者等と保管依頼書、個人別出納台帳等、必要な書類を備えている

オ 私物の洗濯代

介護老人福祉施設又は地域密着型老人福祉施設は、入所者又は入居者の希望により、個別に外部のクリーニング店に取り継ぐ場合のクリーニング代を除き、費用の徴収はできません。なお、このクリーニング代については、サービスの提供とは関係のない実費として徴収します。

※ おむつに係る費用

施設系サービス又は短期入所サービスの利用者のおむつに係る費用については、保険給付の対象とされているため、おむつ代をはじめ、おむつカバー代及びこれらに係る洗濯代等おむつに係る費用は一切徴収できません。

※ **施設系サービス以外の洗濯代金の取扱いについて**、利用者の衣服を定期的に洗濯することは、**有料・無償問わず、「クリーニング業」に抵触する可能性があります。**現在、無償で実施している事業所も見受けられますが、**無償で洗濯する場合においても、条件があるため、該当する事業所は保健所にお問い合わせください。**

【問い合わせ先：静岡市保健所生活衛生課生活衛生係 電話 054-249-3155】

(参考) 根拠法令

通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて (H12 老企 54)